

要求事項

- 一 工人側ノ要求事項
- 二 従来ノ工賃ヨリ三割ヲ増額スルコト
- 三 米價一擔ニ付キ二十元以上ノ場合ハ最高手當ヲ支給スルコト
- 四 毎一年一割ノ月給ヲ増額スルコト
- 五 休業日ニモ工賃ヲ支給スルコト
- 六 特殊過失無キ場合工人ヲ撤首セヌコト
- 七 工場側ヨリ工人ヲ撤首セル場合ハ解散費トシテ六ケ月ノ工賃ヲ支給スルコト
- 八 年末ノ賞與金ハ最少一ケ月ノ工賃以上ヲ支給スルコト
- 職員側ノ要求
- 一 従来ノ月給ヨリ五割ヲ増額スルコト
- 二 米價カ二十元ヲ超過セル場合ハ工場側ヨリ超過額ノ二分ノ一ヲ負擔スルコト
- 三 毎年月給ヲ増額スルコト

解決事項

- 一 毎三年三週間ノ暇ヲ與ヘルコト
- 二 義務貯金トシ月給ノ一割ヲ會社側ヨリ支出積立テルコト
- 三 工人側
- 一 工人ニ毎月三割ノ増給但シ十元未満ノ金額ハ十元トシテ計算ス
- 二 米價每担ニ付キ二十元以上ノ場合ニハ每升ニ付五角ツツ補助ス(一担四十元ノ場合ハ十元ノ補助トナル)
- 三 公休日ニ日給ヲ支給ス又公休日ニ就業セル者ニハ二日分ノ日給ヲ支給ス
- 四 毎年年給料ハ増給ス
- 五 退職ノ通知ハ三ヶ月前ニス
- 六 賞與ハ給料ノ四分ノ三ヲ支給ス
- 職員側
- 一 給料ハ一年一回増給スルカ四元五元七元三種額ニ